

# 離職に伴う 各種手続き・支援制度

(離職時に必要な各種手続き・支援制度のご案内)

宇部市

令和7年12月

# 目 次

## 1. 離職時に必要な各種手続き

(1) 会社から受け取るもの	1
(2) 保険・年金・税金の手続き	1
※【雇用保険受給資格者証の離職理由コード・離職理由】	2

## 2. 各種支援など相談窓口

### (1) 保険

a. 国民健康保険料軽減制度	3
b. 国民健康保険一部負担金の減免など	3
c. 国民年金保険料免除制度	3
d. 後期高齢者医療保険料の減免	4
e. 後期高齢者医療一部負担金の減額、免除又は徴収猶予	4
f. 介護保険料、介護サービス利用料の減免など	5

### (2) 住宅

a. 市営住宅への入居	5
b. 住居確保給付金の支給	6

### (3) 貸付

a. 離職者緊急対策貸付制度	7
b. 生活福祉資金	7～8
c. 法外援護資金	9
d. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	9

### (4) 子育て

a. 保育所	10
b. 一時預かり事業	10
c. 子育て短期支援事業（ショートステイなど）	10
d. 地域学童保育事業（学童保育クラブ）	11
e. 就学援助制度	12

## (5) 再就職

a.	ハローワーク（公共職業安定所）	12
b.	公共職業訓練	12
c.	山口しごとセンター	13
d.	うべ若者サポートステーション	13
e.	福祉や看護の職場への就職	13～14
f.	農林水産業への就職	14
g.	起業・創業	15

## (6) その他

a.	こころの健康	15
b.	多重債務	15
c.	生活相談サポートセンターうべ	16
d.	派遣労働者の解雇や雇止め、採用内定の取消など	16

---

### 【ウェブ番号の使い方】

1. 市ウェブサイトのトップページを開く
2. 「ウェブ番号検索」のタブをタップ
3. ウェブ番号（7桁数字）を入力
4. 「表示」をタップ

#### ① スマホ版

### 情報を探す



The image shows a smartphone search interface. At the top, there are two tabs: "サイト内検索" (Site Search) and "ウェブ番号検索" (Web Number Search). The "ウェブ番号検索" tab is selected. Below the tabs is a search input field with the placeholder text "半角数字7桁で入力" (Enter 7-digit alphanumeric characters). To the right of the input field is a green button labeled "表示" (Display).

#### ② パソコン版

### 情報を探す



The image shows a PC search interface. On the left, there are two tabs: "サイト内検索" (Site Search) and "ウェブ番号検索" (Web Number Search). The "ウェブ番号検索" tab is selected. Below the tabs is a search input field with the placeholder text "半角数字7桁で入力" (Enter 7-digit alphanumeric characters). To the right of the input field is a green button labeled "表示" (Display).

## 1. 離職時に必要な各種手続き

### (1) 会社から受け取るもの（各種手続きの際に必要）

- 離職票－1 又は 離職票－2 ※退職後すぐに再就職される人は不要
- 雇用保険被保険者証
- 健康保険被保険者資格喪失証明書（国民健康保険に加入する場合）
- 年金手帳又は基礎年金番号通知書
- 源泉徴収票（給与分・退職金分）

### (2) 保険・年金・税金の手続き

退職後、再就職するまでに期間がある人は、次の手続きをお願いします。

項目	手続き内容	手続き場所	期日	必要なもの
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求職の申込み</li> <li>・ 失業など給付受給申請</li> </ul>	住所を管轄する ハローワーク	離職票を受領後、 可能な限り早く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離職票－1 又は 離職票－2</li> <li>・ 運転免許証など本人確認が可能なもの</li> <li>・ 本人名義の預金通帳</li> <li>・ 写真2枚(縦3cm×横2.5cm)</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 個人番号確認書類</li> </ul>
ハローワークインターネットサービス <a href="https://www.hellowork.mhlw.go.jp/">https://www.hellowork.mhlw.go.jp/</a>				
健康保険	いずれかを選択してください。			
	ご家族の被扶養者になる方 (ご家族が職場の健康保険に加入しており、その被扶養者に認定できる場合)	ご家族の勤務先	ご家族の勤務先にお問い合わせください。	
	健康保険任意継続 (会社で加入している健康保険を引き続き利用できる制度)	会社で加入している健康保険にお問い合わせください。	退職日の翌日から20日以内	会社で加入している健康保険にお問い合わせください。
国民健康保険 (住民票のある市町で加入、保険料(税)は市町で異なる。)	市役所 各市民センター	退職日の翌日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険被保険者資格喪失証明書など</li> <li>・ 個人番号確認書類</li> <li>・ 運転免許証など本人確認が可能なもの</li> </ul>	
年金	国民年金1号への加入 (扶養している60歳未満の配偶者についても手続きが必要)	市役所 各市民センター	退職日の翌日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人確認が可能なもの</li> <li>・ 離職票など退職日がわかるもの</li> <li>・ 年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> </ul>
税金	所得税(確定申告)	税務署又は住民票のある市役所	退職の翌年2月中旬～3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 源泉徴収票</li> <li>・ その他各種証明書</li> </ul>

(参考)

**【雇用保険受給資格者証の離職理由コード・離職理由】**

離職理由コード	離職理由
1 1	解雇（1 2及び5 0、5 5に該当するものを除く。）
1 2	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2 1	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
2 2	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満など更新明示あり）
2 3	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満など更新明示なし）
2 4	契約期間満了による退職（2 1～2 3に該当するものを除く。）
2 5	定年、移籍出向
3 1	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 2	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
3 3	正当な理由のある自己都合退職（3 1、3 2に該当するものを除く。）
4 0、4 5	正当な理由のない自己都合退職
5 0、5 5	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

## 2. 各種支援など相談窓口

### (1) 保険

#### a. 国民健康保険料軽減制度

倒産・解雇や雇い止めなどによる離職をされた方が国民健康保険に加入した場合、国民健康保険料が軽減される場合があります。

- 対象者：雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33」の場合かつ離職時点で65歳未満の人
- 軽減内容：前年の給与所得を30/100として算定
- 軽減期間：離職の翌日の属する月から翌年度末まで
- 申請に必要なもの：運転免許証など本人確認が可能なもの、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知、マイナ保険証又は資格確認書、個人番号確認書類

窓口：市役所1階（保険年金課 9 国民健康保険 窓口）  
電話：0836-34-8287  
ウェブ番号：1001840

#### b. 国民健康保険一部負担金の減免など

離職などにより著しく収入が減少し、一定の要件を満たす場合、医療機関などの窓口で支払う医療費が軽減又は猶予される場合があります。

- 申請に必要なもの：下記までお問い合わせください。

窓口：市役所1階（保険年金課 8 国民健康保険 窓口）  
電話：0836-34-8285  
ウェブ番号：1001865

#### c. 国民年金保険料免除制度

保険料免除制度では、申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、失業を理由とする場合は、失業した人の所得を除外して審査することができます（特例免除）。

- 特例免除適用期間：失業の前月から失業した年の翌々年の6月まで  
※世帯主、配偶者の所得が基準以上ある場合は免除にならない場合があります。
- 申請に必要なもの：運転免許証など本人確認が可能なもの、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証、年金手帳又は基礎年金番号通知書

窓口：市役所1階（保険年金課 10 国民年金 窓口）  
電話：0836-34-8292  
ウェブ番号：1001941

#### d. 後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療制度に加入している被保険者やその世帯主が失業（解雇など）した場合、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

##### ■対象者

- ①失業により、収入が著しく減少した後期高齢者医療制度の被保険者
- ②世帯主が失業により収入が著しく減少した場合、その世帯に属する後期高齢者医療制度の被保険者

##### ■減免の対象となる保険

減免申請を受けた月（普通徴収の場合は納期限の8日前まで、特別徴収の場合は年金支給日の8日前まで、それを過ぎたときは翌月）以降の納期未到来の現年分保険料

##### 【注意事項】

既に均等割額が7割軽減されている場合など、申請されても減免されない場合があります。

##### ■申請に必要なもの

後期高齢者医療資格確認書・雇用保険受給資格者証又は離職証明書・収入金額が確認できるもの

※詳しくは下記までお問い合わせください。

窓口：市役所1階（保険年金課 7 後期高齢者医療 窓口）  
電話：0836-34-8343

#### e. 後期高齢者医療一部負担金の減額、免除又は徴収猶予

世帯主が失業（解雇など）した世帯で、後期高齢者医療制度に加入している被保険者が入院している場合、入院に要する一部負担金が期間を限って減免などの対象となることがあります。

##### ■減免などの対象となる一部負担金

入院に要する一部負担金（退院と同月内の外来に要する一部負担金を含む。）

##### ■申請に必要なもの

後期高齢者医療資格確認書・雇用保険受給資格者証又は離職証明書・収入金額が確認できるもの

※詳しくは下記までお問い合わせください。

窓口：市役所1階（保険年金課 7 後期高齢者医療 窓口）  
電話：0836-34-8343

## f. 介護保険料、介護サービス利用料の減免など

世帯の主たる生計維持者の収入が失業などにより著しく減少した場合、介護保険料（65歳以上の方の分）が減免や徴収猶予、また介護サービス利用料も減免の対象となる場合があります。

■減免などの内容及び期間：申請内容を審査し決定

■申請に必要なもの

申請者の本人確認書類、介護保険被保険者証、離職票又は雇用保険受給資格者証、主たる生計維持者の前年度及び当該年度の収入状況（退職金など、退職後の収入見込みを含む。）が分かるもの

※詳しくは下記までお問い合わせください。

窓口：市役所1階（介護保険課 5 高齢介護 窓口）

電話：0836-34-8297

## （2）住宅

### a. 市営住宅への入居

宇部市に住民登録があり、解雇などにより社宅などを退去せざるをえない方は一定期間、市営住宅に入居できます。

■家賃：市が算出した額（住宅により異なる。）

■入居期間：原則6か月

■敷金等：不要

■保証人：不要

■申請に必要なもの

申込書（一時入居申込書・誓約書）・住民票・雇用保険受給資格者証（解雇通知など）・離職により住居を失うことが確認できる書類（退去通知など）

窓口：市役所4階（住宅政策課 H市営住宅窓口）

電話：0836-34-8427

ウェブ番号：1002167

## b. 住居確保給付金の支給

離職や自己の都合によらない就業機会の減少により生活に困窮し、住宅を喪失している方又は現に賃借している住宅の家賃を支払うことが困難となっている方に対し、家賃相当分の住宅費を支給することにより、安定した住居の確保を図り、就労による自立に向けた支援を行います。

支給を受けることとなった方には、生活相談サポートセンターうべ（申請・相談支援の窓口）による再就職に向けた就労支援が行われます。

また、著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる方を対象として初期費用（礼金・仲介手数料）及び引越し費用などの転居費を支給します。

### (1) 家賃補助の支給要件（すべてに該当する方）

- ①申請日において、離職後2年以内の方
- ②申請月に世帯の生計を主として維持している方
- ③申請する月の世帯の収入の額が基準額（※）と家賃（生活保護の住宅扶助の額を上限とします。）を合計した額以下である方

※基準額とは

申請した日の年度分の市民税均等割が課されていない者の収入額（年額）の1/12の額  
(万円)

世帯	単身	2人	3人	4人	5人
基準額	8.1	12.4	15.9	19.7	23.5
支給上限額	3.1	3.7	4.0	4.0	4.0

- ④申請日において、世帯の所有する預貯金などの金融資産の額が、基準額に6を乗じた額以下であること（上限額は100万円）
- ⑤ハローワークに求人申し込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと
  - 支給期間：3か月間（上記②～⑤を満たすときは3か月間の延長及び再延長が可能）
  - 求職活動要件：支給期間中は、ハローワークでの月2回以上の職業相談、サポートセンターの就労支援員などによる月4回以上の面接など、求人先への原則週1回以上の応募などの求職活動を行わなければなりません
  - 支給方法：貸主などによる代理受領
  - 職業訓練受講給付金との併給の調整  
職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給が可能となりました。また、法令や条例による住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合は、住居確保給付金が支給されない場合があります。

### (2) 転居費補助の支給要件

家賃補助の支給要件と同じ（①⑤は除く）

- 支給額：家賃上限額に3を乗じて得た額を上限とする。
- 申請に必要なもの：下記までお問い合わせください。

窓口：生活相談サポートセンターうべ  
電話：0800-200-7440（通話無料）

### (3) 貸付

#### a. 離職者緊急対策資金貸付制度

大学教育資金、住宅資金償還金、生活資金などの借入ができます。

■借入条件(借入限度額や借入期間などの条件あり)

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、「11、12、21、22、23、31、32」の場合

- ① 県内に居住するものであること
- ② 離職時の事業所に1年以上勤務していたこと
- ③ 離職後1年以内であること
- ④ 借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っていること
- ⑤ 市税を完納していること
- ⑥ 返済能力があること

■借入利率：1.0% (保証料別途)

■償還方法：元利均など月賦償還

■保証人：連帯保証人1名（申込人と別生計の方）

※(一社)日本労働者信用基金協会の債務保証を受けることが必要です。

■申込先：中国労働金庫宇部支店

窓口：中国労働金庫宇部支店

電話：0836-31-2820

#### b. 生活福祉資金

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

【貸付対象】

低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯。(教育支援資金は低所得世帯のみが対象です。)

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯を除く。

## ○総合支援資金

失業などにより日常生活全般に困難を抱えている方に対し、継続的な相談支援と生活費及び一時的に必要な資金の貸付を行うことにより、自立に向けた支援を行います。

■貸付金の種類：生活支援費、住居入居費、一時生活再建費

■貸付要件：次のいずれにも該当する世帯

- ①原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けるとともに、実施主体および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただける方
- ②低所得世帯であって、生計中心者の収入減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ③資金の貸付を受けようとする者の本人確認が可能であること
- ④現に住居を有している又は生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が見込まれること
- ⑤実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑥雇用保険、年金などを含め、他の公的給付又は公的な貸付を受ける見込がないこと
- ⑦借入申込時において、自らの就労収入によって6か月以上生計維持していた世帯で離職などから2年以内の方
- ⑧求職申込をしていること
- ⑨元自営業者は廃業手続きが完了していること

## ○緊急小口資金

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に資金の貸付を行うことにより、自立に向けた支援を行います。

### 【貸付対象】

原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などによる支援を受けるとともに、実施主体および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただける方

- ①医療費又は介護費の支払いなどの臨時の生活費が必要なとき
- ②火災など被災によって生活費が必要なとき
- ③年金、保険、公的給付などの支給開始までに生活費が必要なとき
- ④会社からの解雇、休業などによる収入減のため生活費が必要なとき
- ⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき。
- ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑦生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ⑧給与などの盗難によって生活費が必要なとき
- ⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき

### c. 法外援護資金

#### 【目的】

法的援護を受けることが困難で、緊急に援護を必要とする低所得者世帯等に対し、一時的なつなぎ資金として生活の安定を図ることを目的としています。

#### 【貸付対象】

低所得者世帯等（住民税非課税相当）

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯を除く。

#### ■貸付要件：次のいずれにも該当する世帯

- ① 宇部市に居住し住民登録がある。
- ② 他の法的援護などを受けることが困難で、緊急に援護を必要とする状況にある。
- ③ 資金の貸付が、生活の安定と自立につながると認められること
- ④ 自立相談支援機関による支援を受けることに同意し、返済（償還）の見込が立てられる状況であること

※各種資金貸付については貸付条件、審査などがあります。

貸付については、まず自立相談支援事業の相談機関となる「生活相談サポートセンターうべ」にご相談していただきます。

生活相談サポートセンターうべ

山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号 宇部市福祉ふれあいセンター5階

問合せ先：宇部市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係  
電話：0836-33-3150

### d. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方の経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進するための無利子又は低利子の貸付金です。

#### ■貸付対象：母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の方など

<母子家庭の母・父子家庭の父>

配偶者のいない方で、20歳未満の子どもを扶養している方

<寡婦>

配偶者のいない女性で、以前「母子家庭の母」であった方

#### ■貸付金の種類

生活資金、就職資金、技能習得資金など

※詳しくは、下記までお問い合わせください。（相談は、予約が必要です。）

窓口：市役所1階（こども政策課 11子ども・子育て 窓口）  
電話：0836-34-8331  
ウェブ番号：1003636

## (4) 子育て

### a. 保育所

求職活動による保育所への入所期間は2か月です。期間中、求職活動に専念してもなお、就労に至らない場合や、世帯収入の減少によって著しく生活が困窮するような場合はご相談ください。詳しくは、宇部市ウェブサイトをご確認いただくか保育幼稚園課までお問い合わせください。

■申請に必要なもの：求職活動状況報告書

窓口：市役所 1 階（保育幼稚園課 11 子ども・子育て 窓口）

電話：0836-34-8327

ウェブ番号：1003693

### b. 一時預かり事業

宇部市に住所を有し、保育所などを利用していない方が、保護者の就労、職業訓練などの理由により、保育が必要となる場合に、一時的に保育所でお預かりして保育を行います。

利用を希望する場合は、各施設での事前登録・予約が必要です。

詳しくは、宇部市ウェブサイトをご確認いただくか各実施施設までお問い合わせください。

※保育内容・費用などは、各施設によって異なります。

※入所状況などによっては、お預かりできない場合もありますので事前にご相談ください。

#### ■実施施設

神原保育園（21-6484）、第二乳児保育園（33-2770）、双葉保育園（58-3501）、

ぱんだ保育園（53-5000）、大学院幼児園（38-3800）、琴崎保育園（21-7775）、

東割保育園（41-9575）、二葉保育園（41-8038）、めぐみ保育園（22-1151）、

波木保育園（58-2149）

窓口：利用を希望する施設

電話：上記参照

ウェブ番号：1012877

### c. 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

求職活動などのため一定期間又は、夜間や休日の養育が困難な場合、一時的に18歳未満の児童をお預かりします。利用料の減免制度もあります。

※施設の状況によっては、お預かりできない場合もありますので、事前にご相談ください。

■申請に必要なもの：下記までお問い合わせください。

窓口：うべ子ども家庭センターUbeハピ（こども支援課）

電話：0836-34-8447

ウェブ番号：1003668

#### d. 地域学童保育事業（学童保育クラブ）

求職活動による利用期間は2か月を限度としています。生活保護世帯及び就学援助費を交付されている世帯の方は、申請することにより利用料の一部を減免する制度がありますのでご相談ください。詳しくは、保育幼稚園課又は各実施団体までお問い合わせください。

##### ■ 地域学童保育事業（学童保育クラブ）

東岐波学童保育クラブ（58-0433）、西岐波学童保育クラブ（52-2654）、  
琴芝学童保育クラブ（090-1332-7004）、藤山学童保育クラブ（21-1608）、  
二俣瀬学童保育クラブ（080-1906-3692）、厚東学童保育クラブ（62-1960）、  
川上学童保育クラブ（31-8309）、恩田学童保育クラブ（080-8986-4473）、  
船木・万倉・吉部学童保育クラブ（67-0056）、岬学童保育クラブ（35-5303）、  
常盤学童保育クラブ（22-1458）、新川学童保育クラブ（35-0388）、  
小羽山学童保育クラブ（31-3890）、見初学童保育クラブ（35-7117）、  
黒石学童保育クラブ（44-2482）、原学童保育クラブ（41-8841）、  
神原学童保育クラブ（39-8838）、上宇部学童保育クラブ（21-1132）、  
鵜の島学童保育クラブ（31-1865）、西宇部学童保育クラブ（41-0050）、  
厚南学童保育クラブ（41-8037）、大学院幼稚園学童保育クラブ（38-3800）、  
波木保育園学童保育クラブ（58-2149）、めぐみ保育園学童保育クラブ（22-1151）、  
小野保育園学童保育クラブ（64-2114）、東割保育園学童保育クラブ（41-9575）、  
明光幼稚園学童保育クラブ（51-9223）、宇部中央病院学童保育クラブ（51-9946）

入所窓口：各学童保育クラブ

電話：上記参照

減免窓口：市役所1階（保育幼稚園課 11 子ども・子育て 窓口）・  
各学童保育クラブ

電話：0836-34-8329・上記参照

ウェブ番号：1003664

## e. 就学援助制度

就学援助制度とは、小・中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品などの購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

### ■援助の認定要件

経済的理由によって、生活状態が悪く、就学困難と認められる方

※前年度もしくは前々年度の世帯所得などにより審査を行います。

※就学援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。

### ■申請方法

原則オンラインで受け付けます。ただし、転入された方やオンライン申請が困難な方は、教育委員会教育総務課又は宇部市立の小・中学校にて受け付けます。

詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

### ■窓口申請に必要なもの

同居者全員の所得証明書

※申請の時期や住民票の有無によって提出内容が異なりますので、市ウェブサイトをご確認いただくか教育委員会教育総務課にお問い合わせください。

窓口：市役所 4 階（教育委員会事務局教育総務課）

電話：0836-34-8604

ウェブ番号：1003569

## (5) 再就職

### a. ハローワーク（公共職業安定所）

窓口での職業相談・職業紹介、雇用保険の失業給付、また、就職するために必要な技能や知識を身に付けるための職業訓練コースの情報提供・あっせんを行っています。

窓口：ハローワーク宇部（宇部公共職業安定所）

電話：0836-31-0164（職業相談 41#、失業給付 11#、職業訓練 42#）

### b. 公共職業訓練及び求職者支援訓練

離職者に対する各種訓練を実施しています。

○山口県立西部高等産業技術学校（下関市）などで実施する常設訓練・・・訓練期間 1～2年  
（木造建築、建設CAD・設計、電気工事・設備、エクステリア・造園、設備メンテナンス、溶接技術、自動車整備）

○県内の民間教育訓練機関などで実施しているもの・・・訓練期間3～6か月  
（経理事務・医療事務・パソコン実務・介護実務など）

○山口職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山口）で実施する訓練・・・訓練期間6～7か月  
（金属加工、設備保全サービス、CAD/NC、電気設備技術、住環境コーディネーター）

○求職者支援訓練・・・訓練期間（基礎コース）2～4か月、（実践コース）2～6か月  
訓練修了後に想定する職業・職種により訓練分野が設定されています。

### c. 「山口しごとセンター」

年齢問わず求職中の方などに対し、就職活動の相談から情報提供、能力開発にいたるまで一連の支援を提供しています。

窓口：山口しごとセンター  
電話：083-976-1145  
ウェブサイト：<https://www.joby.jp/>

### d. 「うべ若者サポートステーション」

おおむね15歳から49歳の方、及びその家族・関係者の方を対象に、就職に対する相談・支援を行っています。

#### ■支援の内容

キャリアコンサルティング、心理カウンセリング、職場見学、就労・農業体験、コミュニケーション・トレーニング、ビジネスマナー・セミナー、家族相談会、適性検査、専門機関・団体への橋渡し

窓口：うべ若者サポートステーション  
電話：0836-36-6666  
ウェブサイト：<https://ube-saposute.com/>

### e. 福祉や看護の職場への就職

#### ○ 「山口県福祉人材センター」

福祉分野への就労を希望される方の登録を行い、希望に応じた職業につくことができるよう職業紹介を行い、求人情報、就職フェア、相談会などの情報提供を行っています。

窓口：山口県福祉人材センター  
電話：083-902-2355  
ウェブサイト：<http://www.yamaguchi-fjc.jp/>

#### ○ 「山口県ナースセンター」

保健師・助産師・看護師・准看護師として、就労を希望される方の登録を行い、保健・医療・福祉など希望に応じた分野に就くことができるよう職業紹介を行っています。

窓口：山口県ナースセンター  
電話：0835-24-5791  
ウェブサイト：<http://y-kango.or.jp/nc/>

## ○宇部市介護職など就職支援助成金

介護職以外の職を離職（転職）、または過去に介護職から離職（復職）した方が市内介護サービス事業所で介護職として就職する場合、就職支援金を助成します。（2年以上継続して勤務すること。）

窓口：市役所 1 階（介護保険課）

電話：0836-34-8396

ウェブ番号：1018618

## f. 農林水産業への就職

### ○新規就農希望者の相談・支援

新たに就農を希望される方の受付相談や研修先のあっせん、就農計画作成支援など、就農前から就農後にいたるまで包括的な支援を行っています。

窓口：市役所 4 階（農業振興課）

電話：0836-34-8563

ウェブ番号：1006030

### ○農林水産業への就職

担い手の減少、高齢化が進む中、多様な能力を持つ人材を農林水産業に活かすため、農業・林業・漁業に関する就業情報を一元的に提供する相談窓口を設置しています。

窓口：公益財団法人やまぐち農林振興公社（農業関係） 電話：083-924-8100

窓口：山口県漁業就業者確保育成センター（漁業関係） 電話：083-261-6612  
（山口県漁業協同組合本店指導課内）

窓口：山口県森林整備支援センター（林業関係） 電話：083-932-5286  
（（一財）やまぐち森林担い手財団）

窓口：山口県農林水産部農林水産政策課（総合相談） 電話：083-933-3310

窓口：山口県農林水産部農業振興課（農業関係） 電話：083-933-3375

窓口：山口県農林水産部森林企画課（林業関係） 電話：083-933-3460

窓口：山口県農林水産部水産振興課（漁業関係） 電話：083-933-3546

窓口：山口県美祢農林水産事務所 電話：0837-52-1070

窓口：山口県防府水産事務所 電話：0835-22-1506

## g. 起業・創業

### ○創業相談窓口

市内で起業を考えられている方に融資制度や各種支援制度、支援機関の紹介などを行っています。

窓口：市役所4階（産業政策課）  
電話：0836-34-8355

### ○起業塾

起業を目指す方を対象に、毎年度宇部商工会議所が実施している講座です。起業に必要な知識、ビジネスプラン作成の方法などを基礎から学ぶことができます。

- 対象：創業予定の方
- 場所：宇部商工会議所
- ※ 募集時期・受講期間・内容などは年度により異なります。

窓口：宇部商工会議所 中小企業相談所  
電話：0836-31-0251

## (6) その他

### a. こころの健康

山口県精神保健福祉センターや山口県健康福祉センターなどでは、眠れない、アルコールの量が増えた、気分が沈む、食欲不振が続くなど、心の不調に関する相談に応じます。

窓口：山口県精神保健福祉センター（心の健康相談電話）  
電話：083-901-1556  
窓口：山口県宇部健康福祉センター 電話：0836-31-3203  
窓口：宇部市保健センター（健康増進課）電話：0836-31-1777

### b. 多重債務

借金返済のためにまた借金を繰り返し、多数の金融業者に多額の借金を抱えるなど、多重債務でお困りの方のご相談に応じます。

※宇部市では、無料法律相談の実施や専門機関の相談窓口を紹介します。

窓口：山口県消費生活センター 電話：083-924-0999  
窓口：宇部市消費生活センター 電話：0836-34-8157  
（市役所2階 市民活動課内 ウェブ番号：1001388）

### c. 生活相談サポートセンターうべ

「収入が不安定で、生活費のやりくりに不安がある」「仕事をしたいのになかなか決まらない」「引きこもりを続けるうちに社会にでるのが怖くなってしまった」など、現在生活保護を受けておらず、暮らしに困っている方を対象に、専門の支援員が相談をお受けし、生活を良くする取り組みを一緒に考えていきます。

窓口：生活相談サポートセンターうべ  
電話：0800-200-7440（通話無料）

### d. 派遣労働者の解雇や雇止め、採用内定の取消など

窓口：山口県労働政策課 労働ほっとライン 電話：083-933-3232  
相談メールアドレス：roudou@pref.yamaguchi.lg.jp  
窓口：山口県労働委員会 電話：083-933-4444  
窓口：山口労働局総合労働相談コーナー 電話：083-995-0398